

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充等を  
求める意見書

現在、我が国には、肝炎ウイルスに感染し、あるいは肝炎に罹患した者が多数存在し、肝炎は国内最大級の感染症となっている。

また、B型・C型肝炎に係るウイルスへの感染については、国の責めに期すべき事由によるものであることは肝炎対策基本法等において確認されている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、B型・C型肝炎に対する抗ウイルス療法に限定されているため、助成の対象から外れている患者が相当数にのぼっている。特に肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ない状態にあり、いっそうの行政的・社会的支援が求められている。

また、肝硬変患者に対する生活支援制度である障害年金については、適正な認定範囲の実現に配慮した基準見直し作業が進んでいるものの、身体障害者福祉法上の肝疾患の障害認定制度（身体障害者手帳）は、医学上の認定基準が極めて厳しく、重篤な病態に陥らなければ認定されないという実態がある。

よって、国においては、下記の事項を実現するよう強く求める。

記

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
- 2 身体障害者福祉法上の肝疾患による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月19日

意見書提出先

内閣総理大臣／衆議院議長／参議院議長／厚生労働大臣